

人・農地の未来を考える 「地域計画」を作成しましょう！



① 「地域計画」ってなに？

- ・地域での話し合いにより目指すべき将来の農業のあり方と農地利用の姿を明確にする計画です。
- ・従来の人・農地プランに目標地図が追加されるイメージです。
地域計画 = 地域農業の将来のあり方 + 目標地図
- ・令和7年3月末までに作成する必要があります。

② 「目標地図」ってなに？

- ・農地一筆ごとに、今後利用する農業者を示した地図です。
- ・農地の貸借の仕組みが変わり、目標地図に基づいて農地の貸借を行うこととなります。

③ なぜ地域計画を作成するのですか？

- ・農業者の減少が進む中で、農地を後世に残し、農業を効率的に営んでいくためには、今のうちから将来の農地利用について話し合い、目指す姿を具体化することが重要です。
- ・この機会に、地域の農業の将来について話し合いましょう！

地域計画の作成の方法

～目指すべき農地の利用図を作成しましょう～

【作成の手順(例)】

①現状の整理

・地域内の農地ごとに所有者と耕作者を整理し、現況地図を作成する。

②今後の見込み、意向等の把握

・農業者の年齢や後継者の有無、将来の耕作意向等をアンケート等で確認。

③将来方向についての話し合い

- ・アンケート結果を現況地図に落とし込み、耕作者ごとの農地や後継者がいない農地を「見える化」。
- ・担い手ごとに農地を集約化できないか、後継者がいない農地を誰が担うのか、などを話し合う。
- ・1筆ごとの農地について、将来(約10年後)の農業者を明確化。

地図を見ながら話し合うと、盛り上がるよ

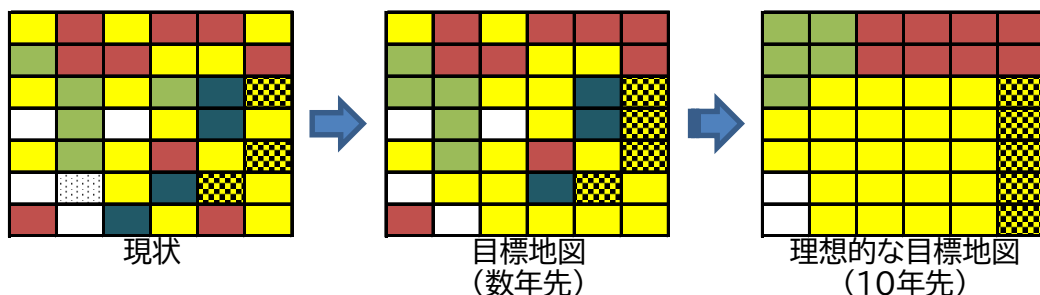
④地域計画案、目標地図案の作成

・地域計画の様式に整理して必要事項を記載、目標地図を完成。



【目標地図の作成】

農地の集約化を目標としつつ、集落の実情に合った実現可能な目標地図を作成しましょう。



※10年先の目標地図の作成が難しい場合は、数年先とするなど期間を短くして作成しましょう。

【目標地図と農地の貸借手続きの関係】

- 目標地図に示しただけで農地の貸借の権利設定がされるものではありません。
- 実際に農地の貸借の権利設定を行う場合には、農地の所有者と受け手が、地代や期間を調整した上で、定められた手続きを行う必要があります。
- 目標地図と異なる農地の貸借を行うには、地域計画の変更等の手続きが必要となります。内容によっては認められないことがあります。

【留意事項】



- ① 入り作している集落外の担い手の意向も反映させるようにしましょう。
- ② 将来の耕作者がどうしても見つからない農地は、目標地図はとりあえず空欄のままとし、今後、見つかったときに変更することもできます。
- ③ 一筆の農地に耕作予定者が複数いる場合は、それらの者を併記することもできます。
- ④ 担い手が効率的かつ安定的に営農ができるよう、少しでも集約化された目標地図の実現を目指しましょう。
- ⑤ 集落営農法人に農地が集約化されているような集落では、集落営農法人の今後の継続・発展に向けた話し合いをしましょう。
- ⑥ 農村の活性化に向けて、何かできることはないかについても話し合いましょう。
- ⑦ 集落で作成いただいた地域計画の案は、市町においてあらためて関係者で協議し、地域計画として取りまとめますので、一部修正させていただく場合があります。
- ⑧ 地域計画は、概ね5年毎に見直しを行う予定です。

地域計画を作成した場合の支援

①農地の集積・集約化への支援

地域計画の実現に向け取り組んでいる地区を対象とする支援措置

- ・機構集積協力金：農地中間管理機構を活用して担い手への農地の集積や集約化に取り組む地域に交付
- ・農地耕作条件改善事業：担い手への農地集積等に向けて、ほ場条件の改善やスマート農業の導入等に対する支援

②担い手への機械・施設の導入支援

地域計画の将来の農地利用を担う経営体を対象とする支援措置

- ・農地利用効率化等支援交付金：機械や施設等の導入支援
- ・集落営農活性化プロジェクト促進事業：集落営農組織の活性化に向けたビジョン作成、若者等の雇用、機械等の導入などの支援



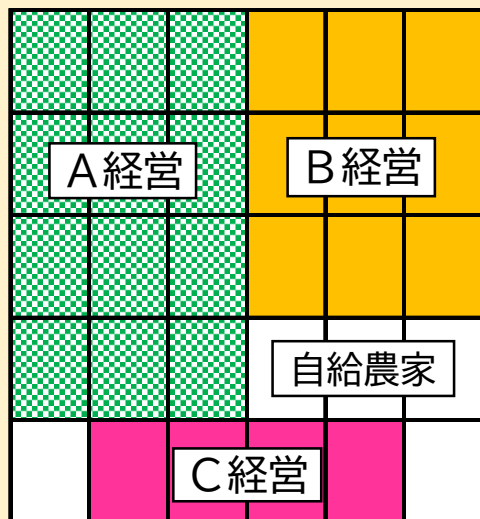
地域計画が要件となっている事業一覧は、農林水産省ホームページに掲載されています(右のQRコードから読み取れます)



今後の地域の方向性【検討例】

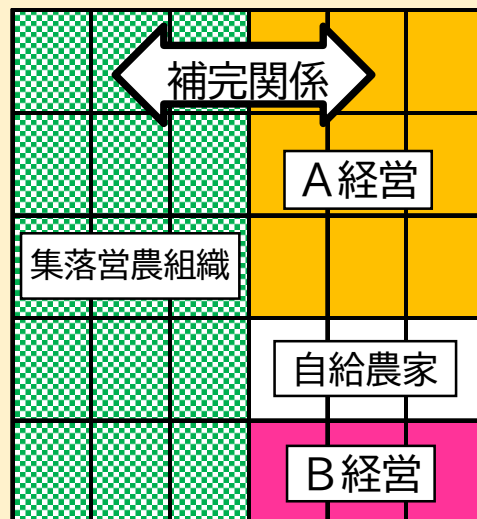
地域の実情によって今後の方向性は様々です。以下には主な事例を示しています。誰が農業を担うのか、活力ある農村をどう創るのか、集落や住民ですべきことは何か、など今後の方向性を話し合ひましょう！

【例1】個別経営への農地の集約



- ①個別経営ごとに農地を集約化
- ②集落内に担い手がない場合は、集落外の担い手に農地をまとめて貸す

【例2】集落営農組織と個別経営の連携強化



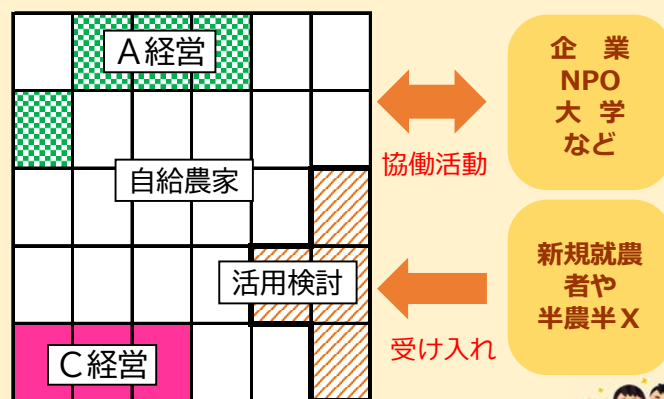
- ①集落営農組織と個別経営の農地を交換しすみ分け
- ②相互が作業受委託、期間借地で経営を補完

【例3】集落営農組織の発展



- ①集落内での人材の確保と育成
- ②専従者等の雇用
- ③集落営農組織間の連携

【例4】農地活用と集落の活性化に向けた様々な方策の検討



《取組の例》

- ①企業・大学等との協働活動
- ②新規就農者や半農半X等の受け入れ
- ③広域連携、農村RMOへの取組



県作成の「地域農業戦略指針」も参考にしてください！ 検索: 滋賀県 地域農業戦略指針

令和5年(2023年)7月

発行: 滋賀県農政水産部みらいの農業振興課

※地域計画の詳細については、在住の市町農政主務課までお問い合わせください。